

平成27年度 税務統計「8酒税」 新旧対照表

新	8-1 課税状況													
	(1) 課税状況													
	区 分	課 税				控 除				課 税 実 数		免 税		
一般税率適用		特例税率適用 〔第23条第2項第3号〕		計		酒税法 〔第30条第1項、 第2項及び第3項〕		災 害 減 免 法 〔第7条第1項〕				未納税移出	輸出免税	
	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	数 量
清 酒	kℓ	千円	kℓ	千円	kℓ	千円	kℓ	千円	kℓ	千円	kℓ	千円	kℓ	kℓ
粉 末 酒 ・ 雑 酒	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
合 計	468,043	108,776,309	93,575	7,485,411	561,618	116,261,720	7,638	1,206,427	0	22	553,979	115,055,272	265,727	10,659
調査対象等：平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成28年4月30日までの申告（平成28年熊本地震の発生に伴い申告期限が11月30日及び12月16日まで延長されている者については、同日までに提出された申告を含む。）又は処理による課税実績を示したものである。 用語の説明：「未納税移出」とは、製造場から移出するとき、酒税の免除を受けて移出するものをいい、「輸出免税」とは、輸出する目的で酒類を製造場から移出するとき、酒税の免除を受けて移出するものをいう。 （注） 1 「特例税率適用（第23条第2項第3号）」欄は、各品目（ビール及び発泡酒を除く。）でその他の発泡性酒類（発泡性があり、かつ、アルコール分が10度未満であるもの）になるものを示す。 2 「酒税法第30条第1項、第2項及び第3項」欄は、酒類製造者がその製造場から移出した酒類を、当該製造場に戻し入れた場合の酒税額の控除等を示す。 3 税関分は含まない。														
旧	8-1 課税状況													
	(1) 課税状況													
	区 分	課 税				控 除				課 税 実 数		免 税		
一般税率適用		特例税率適用 〔第23条第2項第3号〕		計		酒税法 〔第30条第1項、 第2項及び第3項〕		災 害 減 免 法 〔第7条第1項〕				未納税移出	輸出免税	
	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	数 量
清 酒	kℓ	千円	kℓ	千円	kℓ	千円	kℓ	千円	kℓ	千円	kℓ	千円	kℓ	kℓ
粉 末 酒 ・ 雑 酒	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：
合 計	468,043	108,776,309	93,575	7,485,411	561,618	116,261,720	7,638	1,206,427	0	22	553,979	115,055,272	265,727	10,659
調査対象等：平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成28年4月30日までの申告（平成28年熊本地震の発生に伴い申告期限が平成28年11月30日まで延長されている者については、同日までに提出された申告を含む。）又は処理による課税実績を示したものである。 用語の説明：「未納税移出」とは、製造場から移出するとき、酒税の免除を受けて移出するものをいい、「輸出免税」とは、輸出する目的で酒類を製造場から移出するとき、酒税の免除を受けて移出するものをいう。 （注） 1 「特例税率適用（第23条第2項第3号）」欄は、各品目（ビール及び発泡酒を除く。）でその他の発泡性酒類（発泡性があり、かつ、アルコール分が10度未満であるもの）になるものを示す。 2 「酒税法第30条第1項、第2項及び第3項」欄は、酒類製造者がその製造場から移出した酒類を、当該製造場に戻し入れた場合の酒税額の控除等を示す。 3 税関分は含まない。														

下線部が更新箇所である。

平成27年度 税務統計「8酒税」 新旧対照表

年 度	清 酒		合成清酒		焼 酎		ビ ー ル		そ の 他		計	
	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額
平成 23 年度	kℓ 5,636	千円 599,615	kℓ 99	千円 8,283	kℓ 390,341	千円 94,463,279	kℓ 57,555	千円 12,650,964	kℓ 97,373	千円 8,308,914	kℓ 551,000	千円 116,031,050
平成 24 年度	x	x	△27	△2,024	390,544	94,465,085	48,818	10,729,106	x	x	553,283	114,865,523
平成 25 年度	x	x	103	9,267	396,164	95,861,482	52,712	11,586,067	x	x	573,205	117,933,282
平成 26 年度	x	x	92	8,342	368,542	89,091,439	58,792	12,923,452	x	x	538,697	115,854,708
平成 27 年度	x	x	91	8,193	377,463	91,135,761	63,461	13,949,976	x	x	553,979	115,055,272

(注)1 「焼酎」の計数は連続式蒸留焼酎及び単式蒸留焼酎の合計である。

年 度	清 酒		合成清酒		焼 酎		ビ ー ル		そ の 他		計	
	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額
平成 23 年度	kℓ 5,636	千円 599,615	kℓ 99	千円 8,283	kℓ 390,341	千円 94,463,279	kℓ 57,555	千円 12,650,964	kℓ 97,373	千円 8,308,914	kℓ 551,000	千円 116,031,050
平成 24 年度	x	x	△27	△2,024	390,544	94,465,085	48,818	10,729,106	x	x	553,283	114,865,523
平成 25 年度	x	x	103	9,267	396,164	95,861,482	52,712	11,586,067	x	x	573,205	117,933,282
平成 26 年度	x	x	92	8,342	368,542	89,091,439	58,792	12,923,452	x	x	538,697	115,854,708
平成 27 年度	x	x	91	8,193	377,463	91,135,761	63,461	13,949,976	x	x	553,979	115,055,272

(注)1 「焼酎」の計数は連続式蒸留焼酎及び単式蒸留焼酎の合計である。

2 平成28年熊本地震の発生に伴い申告期限が12月16日に延長されている者を含まない。

下線部が更新箇所である。

平成27年度 税務統計「8酒税」 新旧対照表

新							旧						
8-2 製成数量							8-2 製成数量						
(1) 製成数量							(1) 製成数量						
区分	製成数量等				計 〔①+②+③-④〕	手持数量 〔平成28年3月31日現在〕	区分	製成数量等				計 〔①+②+③-④〕	手持数量 〔平成28年3月31日現在〕
	①	②	③	④				①	②	③	④		
清酒	kℓ x	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ x	kℓ 5,262	清酒	kℓ x	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ x	kℓ 4,927
合成清酒	(71) 91	-	-	-	(71) 91	(20) 25	合成清酒	(64) 82	-	-	-	(64) 82	(11) 14
連続式蒸留焼酎	1,895	-	358	285	1,965	303	連続式蒸留焼酎	1,884	-	358	285	1,954	284
単式蒸留焼酎	288,491	201	408,408	295,348	401,754	328,409	単式蒸留焼酎	288,340	201	407,865	294,896	401,512	327,485
みりん	83	-	-	-	83	331	みりん	83	-	-	-	83	331
ビール	67,853	-	-	1,098	66,756	3,974	ビール	67,850	-	-	1,098	66,752	3,968
果実酒	687	-	-	201	485	624	果実酒	687	-	-	201	485	624
甘味果実酒	x	-	-	21	x	21	甘味果実酒	x	-	-	21	x	21
ウイスキー	115	-	-	1	114	53	ウイスキー	115	-	-	1	114	53
ブランデー	x	-	-	9	x	159	ブランデー	x	-	-	9	x	159
発泡酒	68,509	-	-	80,978	△12,469	6,153	発泡酒	68,508	-	-	80,978	△12,470	6,152
その他の醸造酒	2,806	-	-	-	2,805	137	その他の醸造酒	2,806	-	-	-	2,805	137
原料用アルコール・スピリッツ	79	-	-	202	△124	129	原料用アルコール・スピリッツ	79	-	-	202	△124	129
リキュール	82,548	2	-	1,063	81,485	5,990	リキュール	82,537	2	-	1,060	81,478	5,978
粉末酒・雑酒	1,395	-	-	116	1,281	455	粉末酒・雑酒	395	-	-	11	386	270
合計	519,256	203	408,765	379,352	548,871	352,491	合計	517,709	203	408,222	378,791	547,344	350,909

調査期間等：平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に製成された酒類について、酒類製造者から申告された「酒類の製成及び移出の数量等申告書」に基づき作成したものである。

(注) 1 犯則分は含まない。  
2 ( ) 書はアルコール分20度に換算した数量を示す。

調査期間等：平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に製成された酒類について、酒類製造者から申告された「酒類の製成及び移出の数量等申告書」に基づき作成したものである。

(注) 1 犯則分は含まない。  
2 ( ) 書はアルコール分20度に換算した数量を示す。  
3 平成28年熊本地震の発生に伴い申告期限が12月16日に延長されている者を含まない。

下線部が更新箇所である。

平成27年度 税務統計「8酒税」 新旧対照表

新	(2) 製成数量の累年比較														
	年 度	清 酒	合成清酒	連続式蒸留 焼 酎	単式蒸留 焼 酎	み り ん	ビ ー ル	果 実 酒 ・ 甘 味 果 実 酒	ウイスキー・ ブ ラ ン デ ー	発 泡 酒	そ の 他 の 醸 造 酒	原料用アルコール ・スピリッツ	リキユーール	粉末酒・雑酒	合 計
	平成 23 年度	kℓ 4,808	kℓ 92	kℓ 2,181	kℓ 390,212	kℓ 81	kℓ 66,629	kℓ 140	kℓ △4	kℓ △8,211	kℓ 9,974	kℓ △196	kℓ 85,649	kℓ 1,269	kℓ 552,621
	平成 24 年度	x	42	2,043	414,894	55	57,086	466	x	△22,021	5,879	△276	105,073	1,245	568,816
	平成 25 年度	x	106	1,887	430,648	71	61,666	x	45	△32,561	4,136	△1,883	123,780	1,141	593,662
	平成 26 年度	x	91	2,020	425,995	66	65,851	x	60	△13,540	3,347	794	84,873	1,253	575,517
	平成 27 年度	x	<u>91</u>	<u>1,965</u>	<u>401,754</u>	83	<u>66,756</u>	x	x	<u>△12,469</u>	2,805	△124	<u>81,485</u>	<u>1,281</u>	<u>548,871</u>
旧	(2) 製成数量の累年比較														
	年 度	清 酒	合成清酒	連続式蒸留 焼 酎	単式蒸留 焼 酎	み り ん	ビ ー ル	果 実 酒 ・ 甘 味 果 実 酒	ウイスキー・ ブ ラ ン デ ー	発 泡 酒	そ の 他 の 醸 造 酒	原料用アルコール ・スピリッツ	リキユーール	粉末酒・雑酒	合 計
	平成 23 年度	kℓ 4,808	kℓ 92	kℓ 2,181	kℓ 390,212	kℓ 81	kℓ 66,629	kℓ 140	kℓ △4	kℓ △8,211	kℓ 9,974	kℓ △196	kℓ 85,649	kℓ 1,269	kℓ 552,621
	平成 24 年度	x	42	2,043	414,894	55	57,086	466	x	△22,021	5,879	△276	105,073	1,245	568,816
	平成 25 年度	x	106	1,887	430,648	71	61,666	x	45	△32,561	4,136	△1,883	123,780	1,141	593,662
	平成 26 年度	x	91	2,020	425,995	66	65,851	x	60	△13,540	3,347	794	84,873	1,253	575,517
	平成 27 年度	x	<u>82</u>	<u>1,954</u>	<u>401,512</u>	83	<u>66,752</u>	x	x	<u>△12,470</u>	2,805	△124	<u>81,478</u>	<u>386</u>	<u>547,344</u>
(注) 平成28年熊本地震の発生に伴い申告期限が12月16日に延長されている者を含まない。															

下線部が更新箇所である。